渋川市高齢者世帯ＩＨ調理器購入費等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、高齢者世帯の火災を予防するため、ガスコンロからＩＨ調理器又は旧式ガスコンロからＳｉセンサーコンロへ買い換えた高齢者世帯に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ＩＨ調理器　磁力で鍋自体を発熱させる調理器具であって、高齢者が容易に使用し得るものをいう。

（２）　旧式ガスコンロ　調理油過熱防止装置及び立ち消え安全装置等の安全機能（以下「安全センサー」という。）を有さないガスコンロ又は一部のバーナーのみに安全センサーを有するものをいう。

（３）　Ｓｉセンサーコンロ　バーナー全口に安全センサーを有するガスコンロをいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、ＩＨ調理器又はＳｉセンサーコンロを購入した次に掲げる条件を満たす者とする。

（１）　市内に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民票に登録されている者であること。

（２）　補助金を申請する日の属する年度の末日において満６５歳以上の者のみの世帯の構成員であること。

（３）　市税を滞納していない世帯の構成員であること。

（４）　生活保護受給世帯の構成員でないこと。

（５）　渋川市暴力団排除条例（平成２４年渋川市条例第３０号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

（６）　過去に渋川市高齢者世帯ＩＨ調理器購入費等補助金の交付を受けていない世帯の構成員であること。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる条件を満たすＩＨ調理器又はＳｉセンサーコンロを当該年度中に購入し、及び設置するために要した経費とする。ただし、１世帯当たり１台限りとする。

（１）　現に居住する住宅に設置したものであること。ただし、介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅その他の介護又は日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設に入所し、又は入居している者が当該施設に設置するものを除く。

（２）　現に居住する住宅で引き続き使用しようとするものであること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額とし、１００，０００円を限度とする。

２　前項の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。